

米穀の新用途への利用の促進に関する 基本方針の策定について

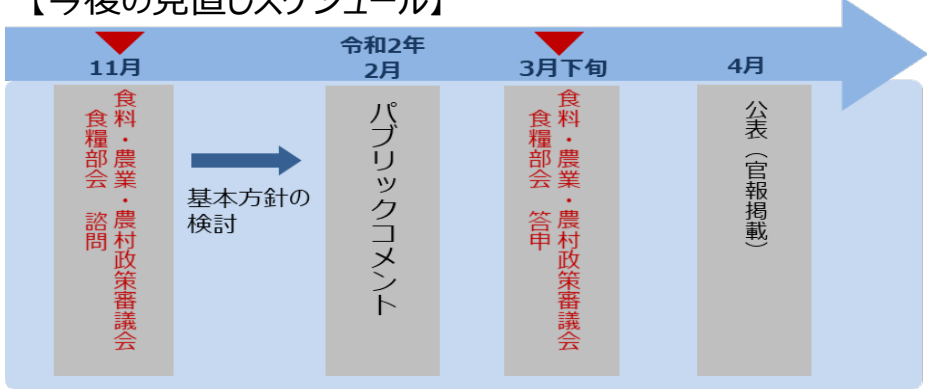
令和元年11月

農林水産省

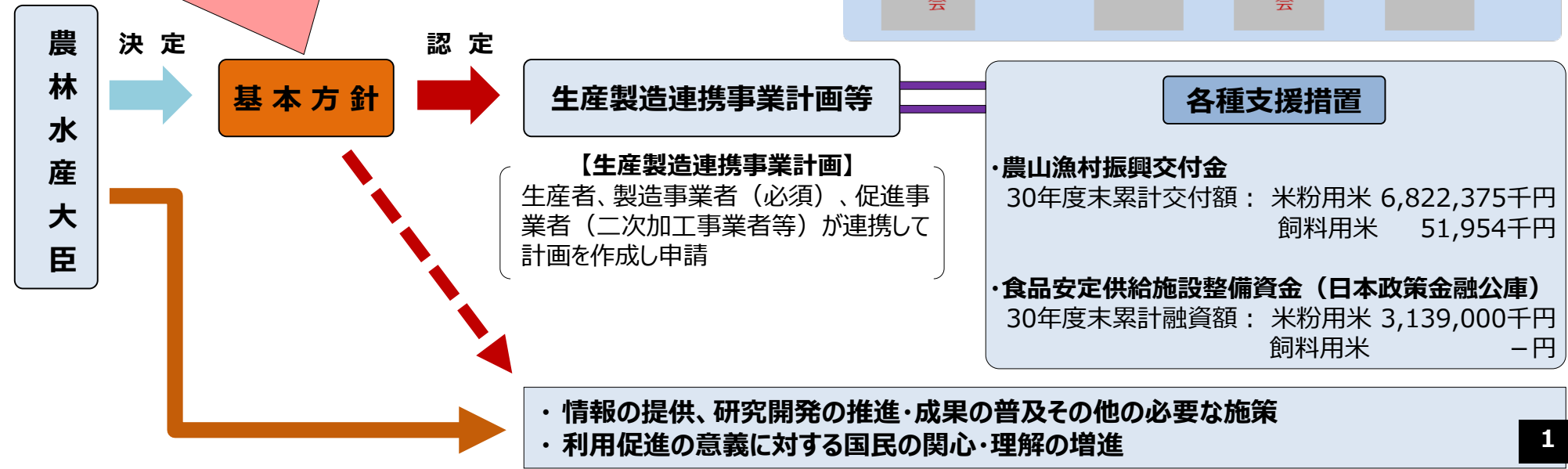
米穀の新用途への利用の促進に関する法律の枠組み

- 米粉用米・飼料用米については、その生産・利用を促進するため、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」が制定され（平成21年4月）、同法に基づく基本方針を定めるとともに、生産製造連携事業制度（認定数56件）や水田活用の直接支払交付金を始めとする各種の支援施策を講じてきたところ。
- 基本方針については、おおむね5年ごとに定めることとされている（現行基本方針は平成27年4月に見直し）。
- 同法において、基本方針を策定するときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととされており、次期基本方針については、次期の食料・農業・農村基本計画の検討との整合性を図りながら案を検討し、来年3月を目途に策定してまいりたい。

【今後の見直しスケジュール】



- 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。【**法第3条第5項**】
- 法第3条第1項の基本方針は、おおむね5年ごとに定めるものとする。【**施行令第4条**】



○ 現行の基本方針の主なポイント

米 粉 用 米

- 輸入小麦等の競合原料と競争し得る価格で供給
- 多様な用途に対応した加工技術の改良・開発、その普及による加工コストの低減
- 消費者・実需者に受け入れられる商品の開発
米の特性・機能性を踏まえた、より付加価値の高い商品の開発
- 商品に適した品種の導入
- 生産者と実需者とのマッチング
- 米粉の利用の促進に関する理解の増進

飼 料 用 米

- 安定的に供給できる流通ルートの確立
- 生産・流通コストの低減
- より付加価値の高い商品の開発
- 生産者と実需者や、複数の産地とのマッチング

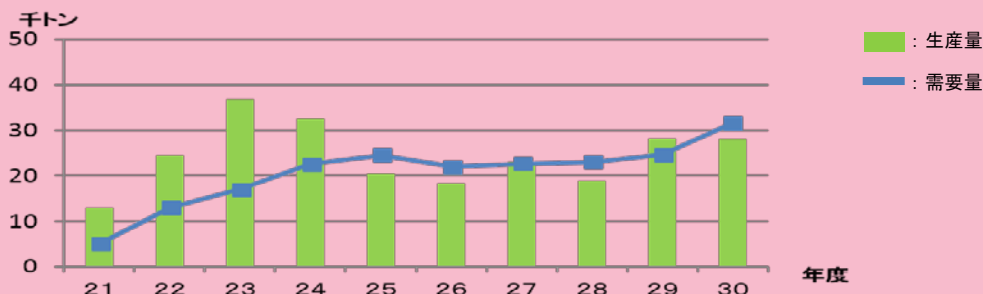
(参考) 前回の主な見直し点

課 題	改 正 点
【米粉用米】 ・ 小麦粉に比べて高い製粉コスト ・ 消費者に魅力ある米粉製品の不足 ・ 米粉のアピール不足	・ 製粉コスト低減のための加工技術の改良、開発、普及 ・ 米ピューレ、米ゲルを新規位置づけ（省令改正） ・ 特定需要を求める実需への対応（ノングルテン米粉等）
【飼料用米】 ・ 流通コストの負担感 ・ 給与技術の周知不足	・ 流通コスト低減のためのバラ流通への転換、畜産農家等における加工施設・機械の導入促進 ・ 畜種に応じた効果的な給与技術の普及

○ 米粉用米の現状

- 米粉用米の需要量は、平成24年度以降、2～3万トン程度で推移しており、近年は需要量が拡大。
- 水田活用の直接支払交付金による生産者支援や米粉製造事業者による製粉ラインの改良・大手企業の稼働率の向上により、一部企業は小麦粉並みの米粉価格を達成。
- 加工技術の進展により、米ゲルやアルファ化米粉等、多様な用途に対応できる加工技術や増粘剤等の代替として使用できる米粉製品が開発され、これらを使用した商品も市場に流通（グルテンフリー米粉パン、輸出用米粉ラーメン等）。

米粉用米の生産量・需要量の推移



注) 農林水産省調べ（21年度の生産量は計画数量。利用量は需要者からの聞き取り。数値は利用量）

米粉の需要拡大に関する実需者からの意見

- ・業務用の引き合いや、大手食品メーカーの米粉使用量が増加 [米粉製造事業者]
- ・商品の種類が充実し、新たな米粉の市場が拡大 [二次加工事業者]
- ・米粉製品が美味しくなり、品質が向上 [流通事業者]

製粉・加工コストの状況

	原料価格	製粉コスト等	米粉価格	二次加工品価格
米粉	50円程度	50～240円程度	100～290円程度	1,300円
小麦粉	50円程度	50円程度	100円程度	430円

注1) 米粉原料価格は企業購入価格（平均値）であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。

注2) 米粉価格は業務用（加工用）の価格。

注3) 二次加工品価格は、食パン1kgの価格（米粉は農林水産省調べ、小麦粉は小売物価統計調査）

新たな米粉の利用方法

◆米ゲル



- ・高アミロース米を炊飯後に高速攪拌し、ゼリー状に加工しパン等にご利用

◆アルファ化米粉



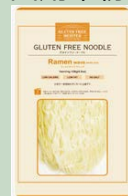
- ・特殊な加工技術により、増粘多糖類や油脂等の代替として製パン時の粘度調節に使用

◆グルテンフリー米粉パン



- ・アレルギー物質27品目不使用でアルファ化米粉を使用した米粉パン

◆輸出用米粉ラーメン



- ・アルファ化米粉を使用し、賞味期限を延長させた米粉麺

○ 米粉用米の需要拡大の取組

- 米粉の特徴を活かし、「米粉の用途別基準」やグルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要を後押し。
- 米粉の需要拡大に向け、パンに適した「ミズホチカラ」や麺に適した「越のかおり」等、加工適性に優れた品種や多収品種の導入。
- 米粉用米を生産する生産者と商品に適した米粉用米が欲しい米粉製造事業者とのマッチングを実施。
- 米粉用米の主産地で生産者と実需者の情報交換会を開催するとともに、ノングルテン米粉表示及び米粉の用途別基準の普及のための説明会の開催やホームページ・スマートフォンを通じた政府広報（動画）を実施。

米粉の用途別基準

平成30年から、小麦粉と同じように製品の用途を表示する仕組みを開始。



ノングルテン米粉第三者認証制度

1 ノングルテン米粉第三者認証制度

平成30年6月から、輸出も念頭においた、世界で最も厳しい基準の認証制度を開始。



2 ノングルテン米粉加工食品の表示

令和元年9月には、ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを開始。



米粉に適した多収品種の導入

●ミズホチカラ（2011年3月品種登録）

製粉時のデンプン損傷が少ないため膨らみやすく、主食用品種に比べ2割以上の増収が期待できるパンに適した品種。

[米粉パンの形状比較]



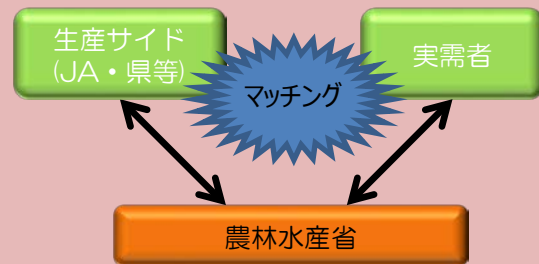
米粉の広報

米粉に係る新たな取り組みについて、政府広報による周知を実施。



生産者と実需者とのマッチング

- ・ 新たに米粉用米の供給を希望する実需者をとりまとめ。
- ・ 米粉用米の主産地においてマッチングを実施。



○ 米粉用米に係る関係者の意見

- 次期基本方針の検討に当たり、米粉に対する現状認識や需要拡大に向けての手法等について、米粉製造事業者、二次加工事業者、流通事業者、小麦粉製造事業者、輸出関連事業者及び生産者団体を対象に意見交換等を実施したところ、以下のような意見があった。
 - ・大規模製造ラインに適した加工技術の開発により、加工コストの低減を図る必要
 - ・新たな加工法を用いた製品開発が必要
 - ・米粉や米粉加工品の規格や特徴を活かした輸出の拡大が必要
 - ・米粉に適した多収性品種の導入や米粉用米の質と量の安定に資する長期契約が必要
 - ・米粉に合った使い方や魅力の消費者への周知が必要
- 次期基本方針については、これらの意見を踏まえて検討を進めることとしてはどうか。

米粉用米利用拡大に向けた主な意見等

意見交換 ： 令和元年 8 月～ 1 0 月で実施（一部、アンケート調査）

生産・流通・加工コストの低減

- ・二次加工コストの低減技術が必要 [小麦粉製造事業者]
- ・機械で二次加工するには、固体の生地が成形できる技術開発が必須 [米粉製造事業者]
- ・多収穫米の生産性が向上すれば、コスト低減に寄与 [米粉製造事業者]

新たな市場開拓

- ・日本産米粉の特徴を活かした商品づくりによる輸出の拡大 [米粉製造事業者]
- ・ノングルテン米粉のJAS規格化は有用 [二次加工・流通事業者、輸出関連事業者]
- ・アルファ化米粉は常温で保存でき、加工品の幅を広げる上で有効 [米粉・小麦粉製造事業者]
- ・米粉は防災食、介護食等にも有効 [二次加工事業者]

米粉普及のための技術開発

- ・アルファ化米粉等の新たな加工法を用いた米粉製品開発が必要 [流通事業者]
- ・米粉の老化防止や賞味期限を長期化する技術の開発 [二次加工・小麦粉製造事業者]
- ・多収性の米粉用品種の開発とブランド化 [米粉製造事業者]

米粉用米の生産

- ・米粉用米の質と量の安定に資する長期契約が重要 [流通事業者]
- ・様々な長期契約のリスクへの対応が必要 [生産者団体]
- ・交付金を含めた生産者手取りの確保 [生産者団体]

消費者の理解

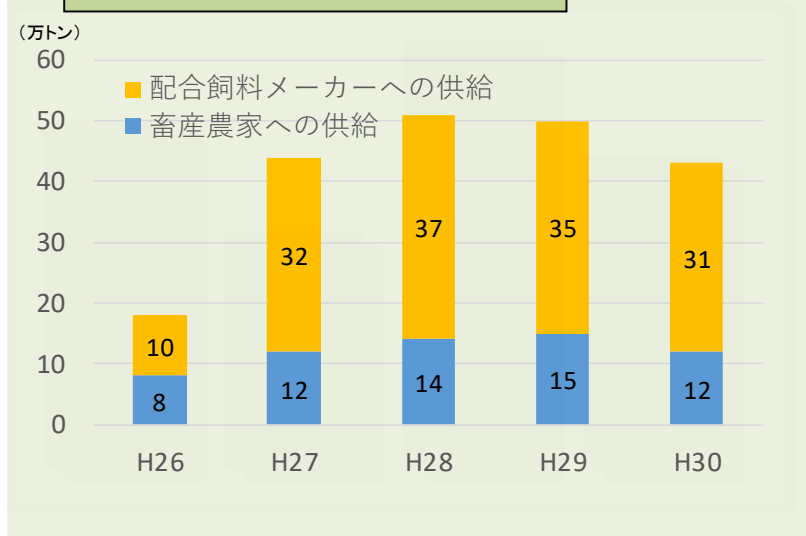
- ・米粉に合った使い方や魅力の消費者への周知が必要 [米粉製造事業者]
- ・米粉を理解して商品選択されていない状況 [小麦粉製造事業者]
- ・一部の熱心な消費者の購入に限定されている状況 [生産者団体]

飼料用米の現状

- 全農スキーム（※）の整備(H27)等、安定的に供給できる流通ルートが確立された結果、配合飼料工場を通じた供給が大幅に拡大。これにより、飼料用米の生産量は平成28年産で51万トンまで増加するも、平成30年産以降は減少。
- 多収品種の作付割合は年々増加、約 7 割の生産者が 5 ha以上層となっている。一方、地域に応じた栽培技術や大規模経営に適した省力的な栽培技術の確立が遅れ、単収は横ばい。

（※）全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、全国ベースで一元的に流通を行うことで流通の円滑化、経費の合理化を図る仕組み。

飼料用米の供給先別供給量の推移

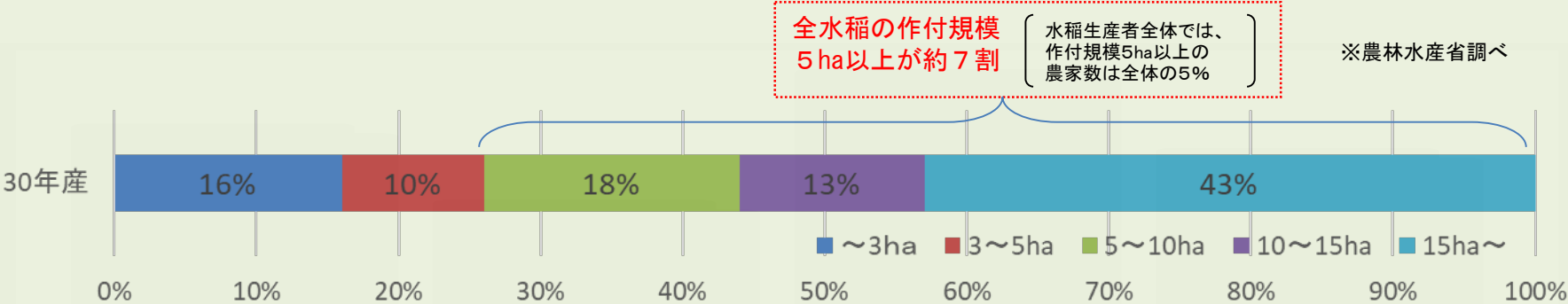


飼料用米の作付け・生産状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
飼料用米作付面積 (万ha)	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3
うち、多収品種 (万ha)	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3
割合	39%	37%	43%	50%	56%	60%
うち、区分管理 (万ha)	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5
割合	80%	75%	80%	83%	88%	89%
飼料用米生産量 (万トン)	1.9	4.4	5.1	5.0	4.3	-
飼料用米の単収 (kg/10a)	554	555	558	549	538	-

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

飼料用米生産者の経営規模（全水稻の作付面積）別分布状況（平成30年産）



全水稻の作付規模
5ha以上が約 7 割

〔 水稻生産者全体では、
作付規模5ha以上の
農家数は全体の5% 〕

※農林水産省調べ

○ 飼料用米のコスト低減等の取組

- コスト低減に向け、飼料用米の10a当たりの収量が優れる経営体を表彰する「飼料用米多収日本一」コンテストの開催、「飼料用米生産コスト低減マニュアル」の作成・公表や、施設整備等による安定的な供給体制の構築を促進。
- 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を推進した結果、畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が進展し、事例数は全国で101事例まで拡大。
- 都道府県・地域農業再生協議会と連携し、畜産農家と耕種農家のマッチングを実施。

飼料用米多収日本一

飼料用米生産農家の生産技術の向上を目指し、多収を実現している先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介。

飼料用米多収日本一
(平成30年度)
【農林水産大臣賞】

- ・単収の部
安納成一(栃木県) : 901kg/10a
- ・地域の平均単収からの増収の部
山口勝利(北海道) : +328kg/10a

飼料用米生産コスト低減マニュアル

飼料用米の低コスト生産の実現に向け、飼料用米に係る試験研究や機器開発等の技術的成果をまとめたマニュアルを作成・公表。

マニュアルで紹介している技術等の例

- ・多収化に向けた多収品種の活用
- ・直播・疎植等の省力栽培
- ・堆肥や安価な肥料の利用
- ・農地集積、団地化による大規模化 等

施設整備による安定的な供給体制の構築

飼料用米生産側の施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。



例: カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応

飼料用米利用側の施設

→ 自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。



例: TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設

飼料用米を活用した畜産物のブランド化

飼料用米活用畜産物ブランド日本一
(平成30年度)
【農林水産大臣賞】

ポークランドグループ
(秋田県鹿角郡小坂町)



米活用畜産物のロゴマーク



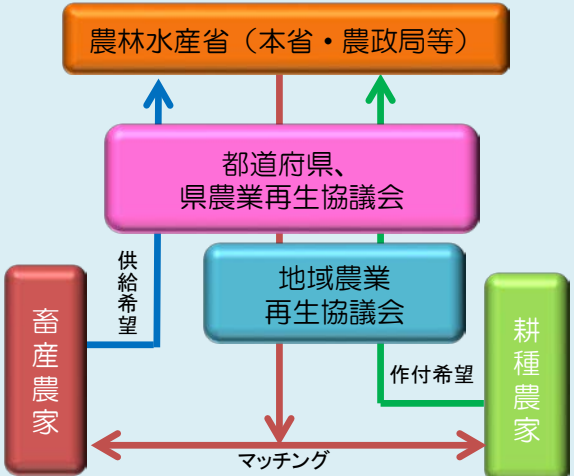
※令和元年10月末現在で把握しているもの

【凡例】(ブランド事例)

□	…事例無し	■	…1例	■	…2例
■	…3~4例	■	…5例以上		



畜産農家とのマッチング活動の取組体制



```
graph TD; A[農林水産省(本省・農政局等)] <--> B[都道府県、県農業再生協議会]; B <--> C[地域農業再生協議会]; C -- 供給希望 --> D[畜産農家]; C -- 作付希望 --> E[耕種農家]; D -- マッチング --> E;
```

7

○ 飼料用米に係る関係者の意見

- 次期基本方針の検討に当たり、飼料用米に対する現状や生産コストの低減に向けた手法等について、生産者、畜産事業者及び配合飼料メーカー等を対象に意見交換等を実施したところ、以下のような意見があった。
 - ・ 生産コスト低減は、多収化を優先しつつ、地域の状況や規模拡大に対応した省力的な栽培技術を導入すべき
 - ・ 流通経費の削減には、バラ出荷やストックポイントの整備が有効
 - ・ 飼料用米を活用した畜産物のブランド化をさらに進めるには、川下の認知度向上や科学的知見に基づく差別化が必要
 - ・ 飼料用米は重要な配合飼料原料であるため、複数年契約による安定取引を拡大すべき
- 次期基本方針については、これらの意見を踏まえて検討を進めることとしてはどうか。

飼料用米に対する主な意見等

意見交換：令和元年8月～10月で実施

生産コスト低減

- ・栽培管理に手をかけて多収化した方が結果的に生産コストが低減できる。その上で、規模拡大の状況等に応じ、低コスト化技術を組み込んでいくべき。[生産者]
- ・営農環境は様々であることから、多収化技術の導入にあたっては、地域の状況に応じた手段を検討すべき。[生産者]

畜産物のブランド化

- ・飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化の更なる推進や販路開拓には、実需者や消費者の認知度向上、理解醸成が重要。また、消費者の購買機会を増加させることも必要。[畜産事業者]
- ・一般の畜産物との差別化を図るため、科学的知見に基づいて米活用畜産物の優位性をPRすることも必要。[畜産事業者]

流通コスト低減

- ・配合飼料メーカーはバラでの受け入れが一般的。産地からバラ出荷されれば、流通段階でのバラ化・横持ち費用削減に繋がる。[配合飼料メーカー]
- ・配合飼料工場への戻り便活用や、飼料用米の現地配合による往復輸送コストの削減は流通コスト低減に有効だが、輸送経路上に飼料用米の中継地点（ストックポイント）が必要。[畜産事業者]

安定取引の拡大

- ・飼料用米の配合比率を一定の範囲で保つためにも、複数年契約による安定取引は有効。[配合飼料メーカー]
- ・配合飼料の原料として重要な位置付けとなっていることから、安定的な供給を望む。[配合飼料メーカー]

＜対策のポイント＞

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、高収益作物定着促進等助成を新設し、支援します。

＜政策目標＞

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン〔令和7年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（40%〔令和7年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

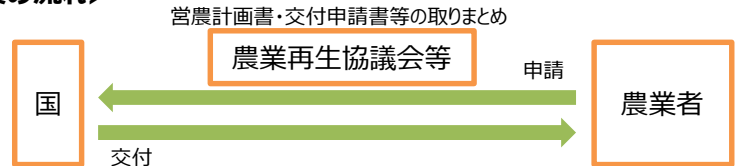
3. 高収益作物定着促進等助成

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

＜事業の流れ＞

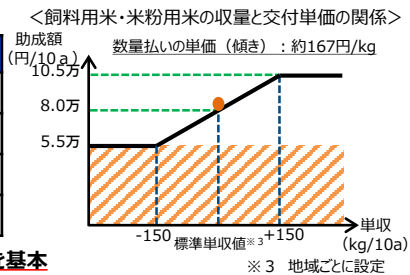


【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米※2、米粉用米※2	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a



産地交付金

※1 飼料用とうもろこしを含む ※2 複数年契約を基本

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の多収品種	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

- ① 転換作物拡大加算(1.0万円/10a)
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ② 高収益作物等拡大加算(2.0万円/10a)
主食用米の面積が平成30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※4の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※4 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

高収益作物定着促進等助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。
- ② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※5
- ③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5 その他の転作物に係る畑地化も同様の単価で支援

【参考】米粉製造事業者等が整備する機械・施設等に対する支援について

- 米粉用米の生産・利用に取り組む生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）の認定を受けることを前提として、農山漁村活性化法に基づく活性化計画に位置付けられた機械・施設整備等を支援

〔令和元年度概算決定額：9,809(10,070)百万円の内数〕

《事業実施主体》 都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

《支援の内容》 施設整備等の支援（補助率：定額、1/2）

① 農業生産機械の導入 ②加工施設の整備 ③ 集出荷貯蔵施設の整備 等

活用事例 ①

【事業名】小麦グルテン代替の米穀アルファ化粉製造販売事業
【事業内容】アルファ化粉製造機械を導入し、小麦グルテン、増粘多糖類、加工澱粉の代替に使用できるアルファ化米粉を製造
【導入設備】アルファ化米粉製造ライン、加工施設整備
【事業規模】5.3億円（うち国費2.7億円）
【認定時期】平成31年2月22日



エクストルーダー
（1台の機械で短時間に原料米をアルファ化処理する）



粉砕器
（アルファ化処理した原材料を粉砕する）

活用事例 ②

【事業名】新潟県産米を使用した米粉パン・米パン粉製造販売事業
【事業内容】米粉パン用加工機械を導入し、需要の高い個食パンやパン粉を効率的に製造
【導入設備】米粉パン製造ライン、設備建屋
【事業規模】5.6億円（うち国費2.8億円）
【認定時期】平成30年9月7日



包餡機とセットパンナー
（米粉パン生地を形を整えて分割し、整列させる）

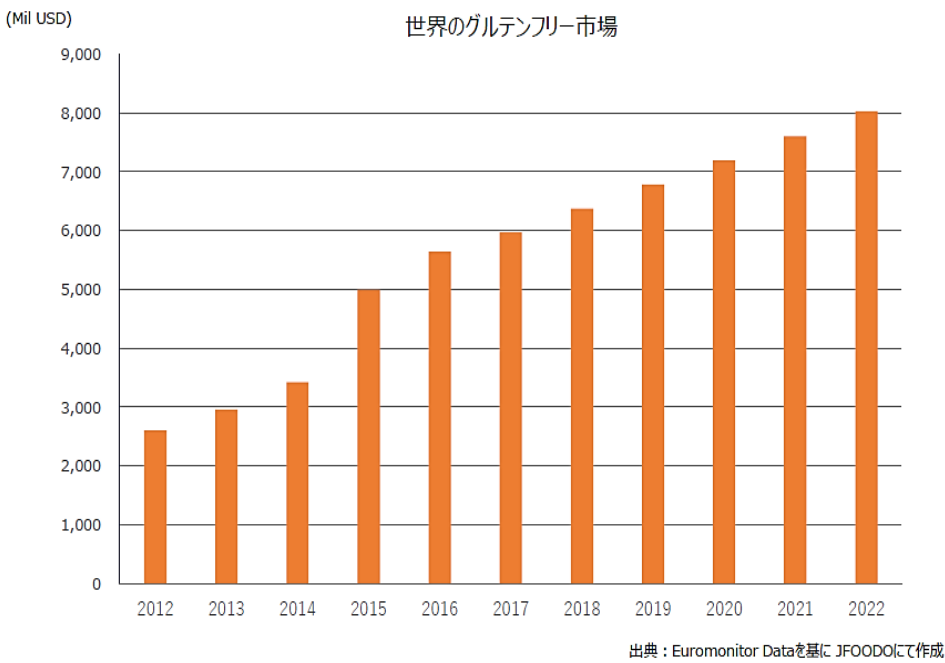


洋菓子デボジタ
（液状の生地を型に充填する）

【参考】世界のグルテンフリー市場の拡大について

- アメリカや欧州を中心に、世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、2022年には約80億USドルに達する見込み
- グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成。
- 米粉によるグルテンフリー市場の取り込みに向けて、平成30年6月から、世界最高水準のタンパク質定量技術を活用し、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始。
- 米粉の需要拡大を図るためには、国内だけではなく、海外における需要を創出し、輸出を拡大していくことが重要。

（参考） ノングルテン米粉表示と欧米のグルテンフリー表示との比較



	ノングルテン 米粉表示	欧米のグルテンフリー 表示
目的	世界最高水準 のグルテン含有 量検査法を活 用したノングル テン表示で日本産 米粉をアピール	セリアック病対策 ※欧米人に多い、グルテン に対する免疫反応が引き 金となって起こる慢性自己 免疫疾患。
表示の対象	日本産の米粉	自国（地域）内で流 通する食品
表示が可能 なグルテン含 有量の範囲	1ppm以下	20ppm未満／ 20ppm以下

第一 米穀の新用途への利用の促進の意義

- 法制度制定に至った背景、食料供給力強化を図る上で水田の維持・有効活用が重要であること、そのため、米粉用米・飼料用米の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいく必要があることを記載。

第二 米穀の新用途への利用の基本的な方向

- 生産者と製造事業者等の連携の必要性、特に、飼料用米に関して、まとまった数量で安定的に供給できる流通ルートの確立に全力を挙げるべきこと、競合原料と競争し得る価格で供給する必要性、消費者ニーズ等を踏まえた商品開発の必要性等について記載。

第三 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

- 生産製造連携事業について、第二の基本的な方向に即して目標を設定し、目標達成のための整合的・具体的な措置を記載すること、新品種育成事業について、収量の増加・加工適性の向上などの目標を設定すること、並びにこれら事業の計画期間について記載。

第四 米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

- 生産者と需要者とのマッチングに努め、実需者等に米粉やそれを利用した製品の特性や機能性・飼料用米を畜産物に与える効果等の情報を提供すること、米粉用米・飼料用米の利用促進の意義について消費者の理解の増進に努めること、米粉用米を利用した製品の魅力・特徴等の消費者・食品事業者への積極的なアピールに努めることについて記載。

第五 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

- 米粉用米・飼料用米の生産に当たって、地域の農業振興計画との調和を図ること、関係法令を遵守して米粉用米・飼料用米が主食用として流通しないよう区分管理等を適切に行い、帳簿等を備付けること、生産製造連携事業計画の実施状況・適性流通確認のための報告徴収や認定取消し等の措置、関係法令を遵守して米粉用米・飼料用米の安全の確保を図ること、米粉を原材料とする加工品について関係法令を遵守して原材料及びアレルゲンの適切な表示を行うこと、米粉について商品の使用方法の適切な表示に努めること、飼料用米を原材料とする飼料の畜産農家等への普及に努めることについて記載。

この基本方針は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項、米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項並びに米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項を定めるものである。

第一 米穀の新用途への利用の促進の意義

国際的な食料需給が、開発途上国の経済発展等の構造的な要因により逼迫していくと見込まれる一方、我が国の食料自給率は主要先進国で最低水準であり、食料の安定供給に対する国民の不安が発生している。

こうした中、我が国の気候風土に適した持続的な食料生産基盤である水田を維持し、これを有効活用していくことは、我が国の食料供給力の強化を図る上で極めて重要である。

現在、水田面積の約六割で主食用米の需要を賄える状況にあり、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成二十五年十二月十日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成二十六年六月二十四日改訂）も踏まえ、水田のフル活用を図るため、水田における大豆・麦・飼料作物等の生産に加え、米粉用（米穀をピューレー状・ゼリー状に加工し、米穀以外の穀物の加工品に代替して用いる場合を含む。以下同じ。）や飼料用といった新用途の米穀の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいく必要がある。

この取組は、食料・農業・農村基本計画（平成二十七年三月三十一日閣議決定）に掲げられた、平成三十七年において、米粉用米について十万トン・一、七万ヘクタール、飼料用米について百万トン・十四万ヘクタールとする生産努力目標の達成に向け、中長期にわたり継続的・安定的に進めることが重要であり、国としても、引き続き継続的・安定的な支援を行うこととする。

第二 米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

1 生産者・製造事業者等の連携

- (1) 主食用米の需給に影響を与えないようにするためにも、新用途米穀については、生産者・製造事業者・促進事業者が連携し、確実に流通・加工・消費されることが必要である。
- (2) 特に、飼料用米の場合には、まとまった数量で安定的に供給できる流通ルートを確立することにより、飼料原料として相当量の利用が見込まれることから、集荷業者・団体等関係者が中心となって、流通ルートの確立に全力を挙げる必要がある。
- 2 競合品と競争し得る価格での供給
新用途米穀の需給規模を拡大するためには、輸入小麦・トウモロコシ等の競合原料と競争し得る価格で供給することが必要である。
- 3 生産・流通・加工コストの低減
 - (1) 新用途米穀の需給規模を拡大し、また、生産者等の所得を増大させるためにも、コストの低減は重要であり、農林水産業・地域の活力創造プランも踏まえ、多収性品種の導入、担い手への農地の集積・集約化、生産資材費の低減、直播栽培の導入、バラ流通への転換等に積極的に取り組むことが必要である。
 - (2) その際、米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減に積極的に取り組む必要がある。
 - (3) また、飼料用米については、飼料原料用としての生産管理手法の導入、既存施設の機能強化・再編整備、新たな施設・機械の導入、加工の効率化等によるコストの低減に積極的に取り組む必要がある。
- 4 消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発
 - (1) 新用途米穀の需給規模を拡大するためには、消費者・実需者に受け入れられる商品（米粉製品、飼料用米を利用した飼料、それを利用した畜産物）の開発が必要である。

(2) その際、輸入小麦・トウモロコシ等を原材料とする商品の代替品にとどまらず、個別の実需者ニーズの把握にも努めながら、米の特性・機能性を踏まえた、より付加価値の高い商品の開発が重要である。

(3) また、そうした商品に適した品種の導入も重要である。

第三 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

1 生産製造連携事業

(1) 目標及び内容

第二の「米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向」に即して、生産・製造数量の拡大、コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発等に関する目標を設定するとともに、目標達成のための整合的かつ具体的な措置を記載する。

(2) 計画期間

三年以上五年以内とする。

2 新品種育成事業

(1) 目標及び内容

収量の増加、加工適性の向上等、開発する品種の目標を設定する。

(2) 計画期間

十年以内とする。

第四 米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

1 生産者と実需者とのマッチング

(1) 米穀の新用途への利用の促進には、生産者の意向と実需者のニーズが合致することが必要であることから、国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、生産者と実需者とのマッチングに努める。

(2) その際、米粉用米については、用途の多様化に伴い、特定の品種によるマッチングも必要となっていることに留意する。

(3) また、飼料用米については、需要量の増加に伴い、複数の産地とのマッチングも必要となっていることに留意する。

2 米穀の新用途への利用の促進に関する理解の増進等

(1) 国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、実需者等に米粉の種類、米粉及びそれを利用した製品の特性・機能性、飼料用米を原材料とする飼料が畜産物に与える効果等の情報を提供するとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義についての消費者の理解の増進に努める。

(2) 米粉用米の生産者・米粉製造事業者は、地域の催事への参画、技術講習会の開催、販売促進活動等に連携して取り組み、米粉用米を利用した製品の魅力、特徴等の消費者・食品事業者への積極的なアピールに努める。

第五 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

1 地域の水田の有効活用

生産者は、新用途米穀の生産が大豆・麦等の本格的生産に支障を生じないよう、水田フル活用ビジョン等地域の農業振興計画との調和を図る。

2 新用途米穀の適正な流通の確保

(1) 生産者、製造事業者及び促進事業者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）等の法令を遵守するとともに、特に次の措置を講じる。

ア 新用途米穀を区分するための措置

新用途向けに生産された米穀が主食用として流通することのないよう、品種や栽培地の区分、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行う。

イ 帳簿等の備付け

新用途米穀及び新用途米穀加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付ける。また、地域農業再生協議会は、帳簿等の備付けの措置状況について確認を行う。

ウ 契約書における違約金条項の記載

事業者の転売行為等を抑止するため、新用途米穀に係る売買契約書において、新用途米穀を計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定する。また、地域農業再生協議会は、違約金条項の措置状況について確認を行う。

(2) 国は、認定生産製造連携事業計画の実施状況、特に新用途米穀の適正な流通を確認するため、報告徴収、食糧法に基づく立入検査その他の措置を適切に実施し、適正な流通が認められない場合は、認定の取消し等必要な措置を講じる。

3 新用途米穀等の安全の確保

新用途米穀を生産・利用するに当たり、生産者等は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）等の関係法令を遵守し、食品・飼料として各種基準等に適合していることを確認し、その安全の確保を図る。

4 米粉を原材料とする加工品等に関する適切な表示

(1) 米粉を原材料とする加工品については、小麦アレルギーを持つ患者の代替品としての利用等もあることから、商品選択に当たり誤認しないよう、関係事業者は、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）等の関係法令を遵守し、その原材料及びアレルギーの適切な表示を行う。

(2) 米粉については、特性や用途に応じた加水量等の使用方法が消費者・米粉を利用する食品事業者に正確に伝わるよう、製造事業者は、商品の使用方法の適切な表示に努める。

5 飼料用米を原材料とする飼料の給与技術の普及

飼料用米を原材料とする飼料について、国及び地方公共団体は、畜種の特性に応じた効果的な給与技術の畜産農家等への普及に努める。

【参考】食料・農業・農村基本計画（平成27年3月）

平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（抜粋）

	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・1人当 たり 消費量 (kg/人・年)		国内 消費 仕向量 (万トン)				
	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度	平成 25 年度	平成 37 年度	
米	57	54	870	881	872	872	
米 〔米粉用 米・飼料 用米を除 く〕	57	53	857	761	859	752	○ 食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや外食・中食等のニーズへの対応 ○ 行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10	○ 最終製品価格を押し上げている製粉コストの低減や新たな米粉製品の開発 ○ 米粉の特性、メリット、新製品等の情報の十分な伝達 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減
飼料用米	-	-	11	110	11	110	○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用としての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減 ○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減